

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念
2. 計画の基本目標
3. 計画の体系

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市では、第2期地域福祉計画・第5次地域福祉活動計画策定後、地域福祉活動の推進やCSWの配置、見守り活動の充実などに取り組んできましたが、ダブルケアや8050問題といった複雑化・多様化した課題を抱える世帯の増加や縦割り制度の狭間に陥ってしまうなど、地域福祉に関する課題やニーズはこれまでにないスピードで進んでいます。こうした課題への対応には、これまでの価値観とは異なる人口減少時代を見据えた地域福祉のあり方を考えていかなければなりません。

そのためには、これまで以上に地域における問題を発見し、すべての市民・団体・事業者・行政などが「我が事」として共有し、その問題解決に向けてさまざまな支援を届け、地域として支え合う仕組みをつくり、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせるまちづくり、すなわち「地域共生社会の実現」をめざすことが必要です。

この考え方をもとに、令和4(2022)年度に策定した第5次古賀市総合計画の基本目標を継承し、**第3期地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画**の基本理念とします。

「すべての人が地域で支え合い健やかに暮らせるまち」

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も
誰もが生きがいを持ち 住み慣れた地域で 支え 支えられ
健康で安心して暮らせるまちをめざします

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして、3つの基本目標と5つの基本方針を設定します。

基本目標は、地域共生社会を実現するために地域福祉計画で共通して取り組むべき事項とめざす概念を分かりやすく表したものであり、相互に関連して地域住民を支える基本的な考え方となります。

基本目標Ⅰ 人材育成 ～市民が輝く地域～

【基本方針】 1. 活動の担い手づくり

基本目標Ⅱ 支え合い ～たより合える地域～

【基本方針】 1. 地域の活動基盤づくり
2. 安全・安心な地域づくり

基本目標Ⅲ 相談支援 ～相談できる地域～

【基本方針】 1. 包括的な相談支援体制づくり
2. 権利擁護の体制づくり

3. 計画の体系

